## 教育公報

## 三重県教育委員会

次

お 知 ら せ

平成20年8月1日付け三重県公報第2006号に、三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の承認が、次のように掲載されました。

## 三重県告示第464号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第9項の規定により、三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金を次のとおり承認しました。

平成20年8月1日

三重県知事 野呂昭 彦

1 指定管理者

財団法人三重県体育協会

理事長 田中敏夫

2 施設の名称及び利用料金の額

スポーツガーデンの体育館

施設 (会議室を除く。)

個人利用の場合

	X	分		金額 (円)
トレーニングルーム	児童生徒等		1か月券	1,200
	その他の者		1か月券	2,600

- 3 利用料金の承認年月日 平成20年7月24日
- 4 利用料金の適用年月日 平成20年8月1日

			E		誤	_						
	成20年3月31日付け三 の一部を改正する訓令。		号 外	に登載しま	した、	三重県	<b>教育委</b>	員会	事務层	事務法	<b>夬裁及</b>	び委任
	ージ 行	г										
	2 3から5ま	まで										
				誤								
		2 学校教育》	去施行令	(昭和28年								
		<b>政令第</b> 340号	号) 第25	<b>条及び第</b> 26								
		条の規定に	よる届出	日の処理								
				正							1	
		2 学校教育》		-								
			- /	条及び第26								
		条の規定に	よる届出	はの処理								
	2 24507	÷										
	2 <b>8から</b> 37 <b>8</b>	ŧ C		誤								
13	地方公務員の育児休	1 法第2条	第1項	の規定によ								
	業等に関する法律	る育児休業	の承認									
	(平成3年法律第110	2 法第3条	第3項	の規定によ								
	号) の施行に関する 事務 (公立学校教職	る育児休業	の期間延	<b>延長の承認</b>								
	量に係るものを除く。)	3 法第5条	第2項	の規定によ								
	2110. 2 CF CFW (0)	る育児休業	の承認の	取消し								
		4 法第6条	の規定	による臨時								
		的任用の承	認									
		<b>5 法第</b> 10 <b>条</b>	 - 第1項	 の規定によ								
		る育児短時										
		6 法第11条	ない はいまた かいまた かいまた かいま はい	 の想定によ								
				の期間延長								
		の承認										
		7 法第12条	●の規定	 による育児								
		短時間勤務	の承認の	取消し								
		8 法第19条	第1項	 の規定によ								
		る部分休業										
		9 職員の官	児休業	等の承認の								
				る規則(平								
		成 4 年三重	県人事	委員会規則								
		12 11) 第	5条第	1項の規定								
		による届出	に関する	事務								

		正									
13	業等に関する法律										
	(平成3年法律第110号) の施行に関する 事務(公立学校教職	2 法第3条第3項の規定による育児休業の期間延長の承認									
	員に係るものを除く。)	3 法第5条第2項の規定によ る育児休業の承認の取消し									
		4 法第6条の規定による臨時 的任用の承認									
		5 法第10条第1項の規定によ る育児短時間勤務の承認									
		6 法第11条第2項の規定によ る育児短時間勤務の期間延長 の承認									
		7 法第12条の規定による育児 短時間勤務の承認の取消し									
		8 法第19条第1項の規定によ る部分休業の承認									
		9 職員の育児休業等の承認の 請求手続等に関する規則(平 成4年三重県人事委員会規則 12 11)第5条第1項の規定 による届出に関する事務									
	2 下から137	から17 <b>まで</b> 誤									
		5 履歴事項等の証明				$\top$					
		(1) <b>県立学校教職員に係るも</b> の									
		(2) 小中学校教職員に係るも の									
		正			•	•	•	•		•	
		5 履歴事項等の証明									
		(1) 県立学校教職員に係るも の									
		(2) 小中学校教職員に係るもの									
	2 下から1から11まで 3										

4 1から5まで

誤

		跃				
22	地方公務員の育児休業等に関する法律	1 法第2条第1項の規定による育児休業の承認				
	(平成3年法律第110号) の施行に関する	(1) 県立学校教職員に係るも				
	事務	(2) 小中学校教職員に係るもの				
		2 法第3条第3項の規定による育児休業の期間延長の承認				
		(1) 県立学校教職員に係るも の				
		(2) 小中学校教職員に係るもの				
		3 法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し				
		(1) 県立学校教職員に係るも の				
		(2) 小中学校教職員に係るもの				
		4 法第6条の規定による臨時的任用の承認				
		(1) 県立学校教職員に係るも の				
		(2) 小中学校教職員に係るもの				
		5 法第10条第1項の規定によ る育児短時間勤務の承認				
		(1) 県立学校教職員に係るもの				
		(2) 小中学校教職員に係るもの				
		6 法第11条第2項の規定によ る育児短時間勤務の期間の延 長				
		(1) 県立学校教職員に係るも の				
		(2) 小中学校教職員に係るもの				
		7 法第12条の規定による育児 短時間勤務の承認の取消し				
		(1) 県立学校教職員に係るも の				

	(2) 小中学校教職員に係るも の	
	8 県立学校教職員にかかる法 第19条の規定による部分休業 の承認	
	9 職員の育児休業等の承認の 請求手続等に関する規則(平成4年三重県人事委員会規則 12-11)第5条第1項の規定に よる届出に関する事務	
	(1) <b>県立学校教職員に係るも</b>	
	(2) 小中学校教職員に係るもの	
	正	
業等に関する法律		
(平成3年法律第110 号)の施行に関する 事務	(」) 堤V子松教職目に係るも	
- 12	(2) 小中学校教職員に係るも の	
	2 法第3条第3項の規定による育児休業の期間延長の承認	
	(1) 県立学校教職員に係るもの	
	(2) 小中学校教職員に係るもの	
	3 法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し	
	(1) 県立学校教職員に係るもの	
	(2) 小中学校教職員に係るもの	
	4 法第6条の規定による臨時的任用の承認	
	(1) 県立学校教職員に係るもの	
	(2) 小中学校教職員に係るもの	
	5 法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認	
	(1) 県立学校教職員に係るもの	

<b>平成20年8月1日発行</b>						_
	(2) 小中学校教職員に係るも	_	_			
	Ø					
	6 法第11条第2項の規定によ					
	る育児短時間勤務の期間の延 長					
	(1) 県立学校教職員に係るも					
	の					
	(2) 小中学校教職員に係るもの					
	7 法第12条の規定による育児 短時間勤務の承認の取消し					
	(1) 県立学校教職員に係るも の					
	(2) 小中学校教職員に係るもの					
	8 県立学校教職員にかかる法					
	第19条の規定による部分休業 の承認					
	9 職員の育児休業等の承認の					
	請求手続等に関する規則 (平 成4年三重県人事委員会規則					
	12-11) 第5条第1項の規定に					
	よる届出に関する事務					
	(1) 県立学校教職員に係るもの					
	(2) 小中学校教職員に係るもの					
						]

 発
 行

 津 市 広 明 町 13 番 地

 三 重 県 教 育 委 員 会

印刷有限会社第一プリント社